

見積依頼書

令和 8 年 9 月 9 日

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局関門航路事務所長
栗畑 竜志

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 業務資料作成（工事のお知らせ）3 , 7 1 0 部外 1 件
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和 8 年 1 1 月 1 3 日までとする。

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 見積り合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年度法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。又は、当該競争参加資格を有しない者にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係）において「役務の提供等」の履行実績を有する者であること。

3 問合せ先

〒802-0001
北九州市小倉北区浅野 3 - 7 - 3 8
九州地方整備局 関門航路事務所 品質管理課
電話番号 093-512-8092
メールアドレス : choutatsu-w89kw@mlit.go.jp(@以下の mlit は英小文字です)

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 別表のとおり
- (2) 配布場所 九州地方整備局関門航路事務所ホームページ
(<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kanmon/>)
電子調達システム（調達ポータル）
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)

5 仕様書等に関する質問の提出方法、期間

- (1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (2) 提出期間 別表のとおり
- (3) 提出場所 上記 3 に同じ
- (4) 回 答 回答書を当局ホームページに掲載することにより回答する。

6 参考見積書の提出方法、期間

- (1) 本案件は、予定価格算定の参考とするため、見積書の提出に先立ち、参考見積書の提出を求める。
- (2) 参考見積書の様式は任意とするが、総価のほか、項目ごとの内訳金額を記載すること。
- (3) 参考見積書においても、九州地方整備局（港湾空港関係）オープンカウンター方式実施要領第 6 条第 3 項（見積書の提出等）に準じるものとする。
- (4) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (5) 提出期間 別表のとおり
- (6) 提出場所 上記 3 に同じ

7 見積書の提出方法、期間及び場所

- (1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (2) 提出期限 別表のとおり
- (3) 提出場所 上記 3 に同じ

8 見積合わせの日時及び場所

- (1) 日 時 別表のとおり
- (2) 場 所 上記 3 に同じ
- (3) 見積参加者の立会いは省略する。

9 見積書の作成

- (1) 見積書の様式は、添付のとおりとする。
- (2) 参加者は、仕様書に基づき算出した総価をもって契約希望金額を見積もるものとする。見積書には、契約の履行に要する一切の費用の合計金額を記載すること。
- (3) 決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書は、本見積依頼書、九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領及

び仕様書を熟読し、実施要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項（別添 1）を承諾のうえ、提出すること。

10 契約の相手方の決定方法

- （１）有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。
- （２）契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- （３）見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。
- （４）見積合わせの結果は、当局のホームページにおいて、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。公表事項は、種別、件名、契約の相手方及び決定価格とする。

11 契約保証金の納付

免除

12 契約書の作成又は請書の提出の要否

不要

13 支払条件

給付の完了の確認又は検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

14 その他

- （１）質問書、参考見積書、見積書の作成及び提出等、本手続きに要する費用は、すべて参加者が負担するものとする。
- （２）当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- （３）使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）による。
- （４）詳細は、九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

(別表)

仕様書等の配付期間	令和8年9月9日(水)から令和8年9月30日(水)までの 土曜、日曜及び祝日を除く9時00分から17時00分まで (最終日は10時00分まで)
仕様書等の質問期間	令和8年9月9日(水)から令和8年9月16日(水)までの 土曜、日曜及び祝日を除く9時00分から17時00分まで (最終日は12時00分まで)
質問に対する回答	令和8年9月17日(木)から令和8年9月29日(火)までの 土曜、日曜及び祝日を除く9時00分から17時00分まで (初日は13時00分から、最終日は16時00分まで)
参考見積書の提出期間	令和8年9月17日(木)から令和8年9月24日(木)までの 土曜、日曜及び祝日を除く9時00分から17時00分まで (最終日は16時00分まで)
見積書の提出期間	令和8年9月25日(金)から令和8年9月29日(火)までの 土曜、日曜及び祝日を除く9時00分から17時00分まで (最終日は16時00分まで)
見積合わせの日時	令和8年9月30日(水) 10時00分

(別添 1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

仕様書

1. 件名

業務資料作成（工事のお知らせ） 3,710 部外 1 件

2. 目的

本仕様書は、関門航路〔南東水道地区〕での潜水探査及び浚渫工事の円滑な施工を図るため、これらに関する情報を外部の海事関係者に周知するための業務資料「以下、リーフレット」の作成及び当局指定の宛先への発送における仕様その他の履行すべき契約内容を定めるものである。

3. 納入期間

契約締結日から令和 8 年 1 1 月 1 3 日まで。

4. 内容

（1）リーフレット作成

以下のリーフレットを当局が提供する見本（電子データ）に基づいて作成するものとする。
なお、作成した原稿の電子ファイルは、電子媒体（CD-R 等）で提出するものとする。

資 料 名：関門航路（南東水道地区）潜水探査及び浚渫工事のお知らせ

完成判型：A 3 判

刷 り：片面白黒刷り

紙 質：上質紙 A 判

部 数：3,710 部（日本語版 2,726 部、英語版 984 部、韓国語版：電子データ作成のみ）

翻 訳：英語、韓国語

校 正：原稿を当局担当者に提示の上、指示に従い、原則 1 回以上行うものとする。

（2）発送

当局が指定する宛先に以下のとおり発送を行う。

- ① 送付件数・部数及び発送先リストについては、当局より別途電子データを提供する。
- ② リーフレットを発送する際は、封書（角 2 サイズ）に差出人名（「国土交通省 九州地方整備局 関門航路事務所」）を明確に示しておくとともに、別添の「送り状」（A4 判）を同封するものとする。なお、発送先リストに明示した発送先については、外国語版に翻訳した「送り状」を作成し、送付しなければならない。
- ③ 資料を発送する日付については、令和 8 年 1 0 月中旬を想定しており、詳細な日付については当局より別途指示する。
- ④ 発送方法は、発送物の紛失や未着を避けるため、配達状況や受領日時が確認可能な対面配達を基本とし、事前に当局担当者の了承を得るものとする。

- ⑤ 発送先不明等により、リーフレットが届かない場合は、追跡調査を最低 1 回以上は行った上で再度発送するものとする。
- ⑥ ⑤の対応を行っても発送先にリーフレットが届かない場合は、その理由等を調査・整理の上、速やかに当局担当者へ報告するとともに、指示に従うものとする。
- ⑦ 発送先リストは、本業務以外に使用してはならない。

5. 検査

本仕様書のとおり契約が履行されたことの確認をもって検査とする。

6. 支払条件

検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1) 及び (2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

関 係 各 位

九州地方整備局
関門航路事務所長

関門航路[南東水道地区]における浚渫工事等のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素より当局実施の関門航路整備事業について、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
今般、関門航路整備事業のうち、南東水道地区において別添リーフレットのとおリ、潜水探査及び、
浚渫工事を実施する予定にしておりますので、作業期間中のご協力を宜しく願います。

敬具

問い合わせ先	
● 浚渫工事に関すること、リーフレットに関すること	
関門航路事務所 海洋環境・防災課	
TEL 093-512-8099	
担当者 梅山（うめやま）	E-mail : umeyama-t8910@mlit.go.jp
岩切（いわきり）	E-mail : iwakiri-a89us@mlit.go.jp
● 潜水探査に関すること	
関門航路事務所 建設管理官室	
TEL 093-512-8098	
担当者 榎元（えのもと）	E-mail : enomoto-s89m7@mlit.go.jp
西山（にしやま）	E-mail : nishiyama-t89h5@mlit.go.jp

※ リーフレットは九州地方整備局 関門航路事務所ホームページにも掲載しております。
<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kanmon/>

リーフレット送付に関するお願い

本リーフレットにつきましては、従来通りの宛先で送付しておりますが、宛名及び住所等の変更、送付部数の変更、資料送付停止等が御座いましたら、下記の事項にご記入の上、本工事の担当者までにE-mailにてご連絡下さい。

（早急にご連絡頂けますと大変助かりますので、ご協力を宜しくお願い致します。）

■ 会社名・団体名・お名前

■ 住所

■ 電話（ ） —

■ ご担当者名

■ 該当する項目に○をお付け下さい。

① 宛名の変更

③ 送付部数の変更

⑤ その他

② 住所の変更

④ 資料送付停止

変更事項・連絡事項をご記入下さい。

韓国語版も作成し、ホームページにのみ掲載していますので必要の方はホームページをご確認下さい。
また、若干の期間変更など微細な修正等を行った場合は、当事務所ホームページのみ掲載となりますのでホームページをご確認下さい。

関門航路[南東水道地区]潜水探査及び浚渫工事のお知らせ

次のとおり、関門航路[南東水道地区]の潜水探査及び浚渫工事を実施しますので、付近海域の航行船舶は、十分な注意と作業へのご協力をお願い致します。

1. 工事作業期間について（気象等の影響により若干変わる事があります。）

地区名	種別	作業船種	隻数	区分	予定期間	作業時間	警戒船
南東水道地区	潜水探査	潜水土船	16隻 (最大)	1工区	R8. 11月中旬～R8. 12月下旬	日の出～日没	4隻
	浚渫船	ドラグサクション式浚渫船	1隻	1工区	R9. 1月中旬～R9. 4月下旬	昼・夜	—

※お知らせは、関門航路事務所ホームページでダウンロードできます。

(<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kanmon/>)

2. 工事作業の場所……………南東水道地区(図-1参照)

3. 工事作業の概要及び安全対策

3-1 潜水探査

- 1) 潜水土船は最大16隻を航路に平行になるように配置します。(図-2参照)
- 2) 潜水土船1隻に1名の潜水士を投入します。
- 3) 潜水土船には、国際信号旗「A旗」を示す信号板を揚げ、潜水探査中であることを明示します。(図-3参照)
- 4) 潜水探査作業中は、警戒の標識(緑、黄、緑の吹き流し)を揚げた警戒船4隻(内1隻は国際VHF無線を装備したもの)を配置します。(図-2、4参照)
- 5) 潜水作業中は、作業区域の四隅及び長さ方向が300mを超える場合は中間に俵ブイを配置します。(図-2、5参照)
- 6) 航路中心線から北側で潜水探査を行っているとき、1万GT以上の西航船がある場合は航路外に退避します。また、航路中心線から南側で潜水探査を行う場合、1万GT以上の東航船がある場合は航路外に退避します。なお、退避の際は俵ブイも撤去します。
- 7) 現地の天候により危険と判断した場合は作業を中止します。(視界2,000m未満、波高0.7m以上、風速10.0m/sec以上、津波注意報・警報発表時)

3-2 浚渫工事

- 1) 国有ドラグサクション式浚渫船「海翔丸」にて、航路に平行に浚渫工事を実施します。(図-6、7参照)
- 2) 浚渫船には、海上衝突予防法の規定による灯火及び形象物を揚げ、浚渫工事中であることを明示します。(図-8参照)

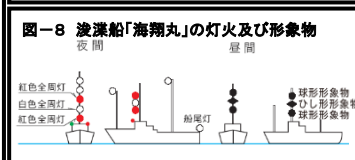
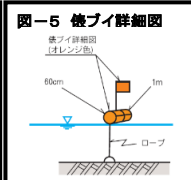
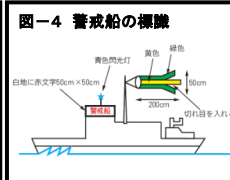
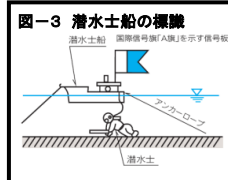
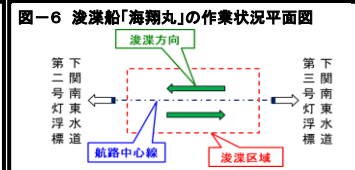
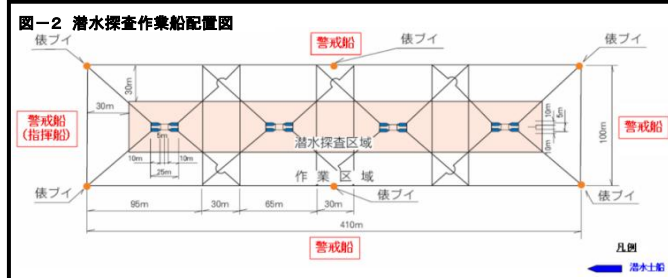
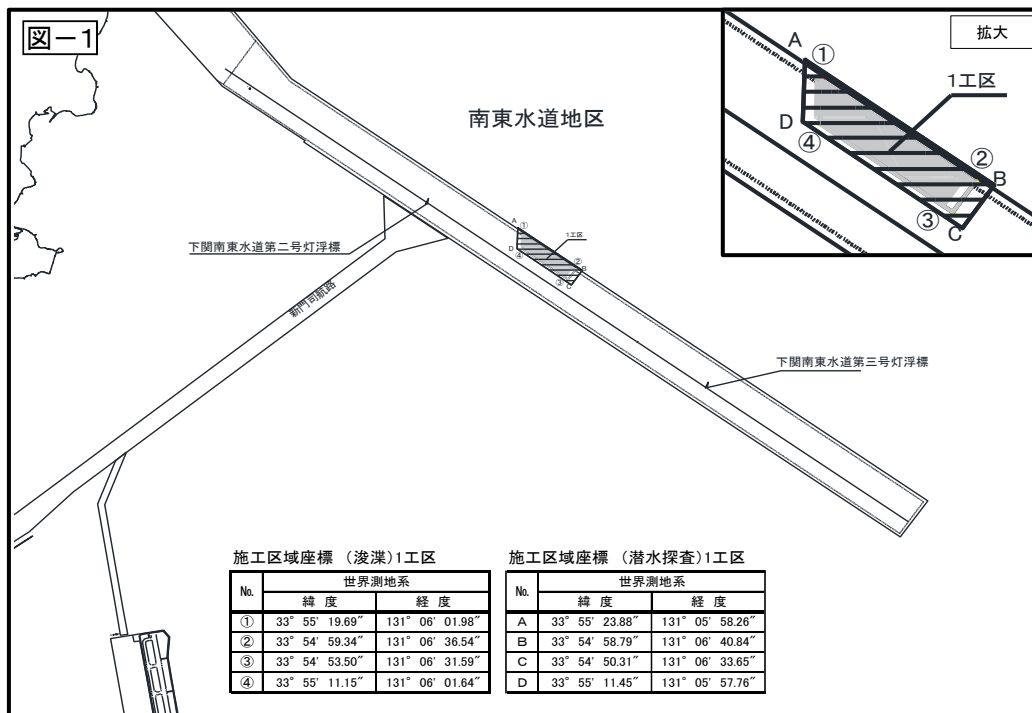
4. 情報の提供

作業情報は、下記で取り扱っています。

＜九州地方整備局 関門航路事務所＞

潜水探査関係：建設管理官室
TEL 093-512-8098

浚渫工事関係：海洋環境・防災課
TEL 093-512-8099



ID	〒	合計	日	英
1	750-0000	1	1	
2	750-0065	1	1	
3	750-0071	1	1	
4	750-0093	1	1	
5	750-0095	1	1	
6	750-1124	1	1	
7	751-0814	2	1	1
8	752-0915	1	1	
9	752-0928	1	1	
10	752-0977	1	1	
11	755-0007	1	1	
12	755-0027	1	1	
13	755-0055	1	1	
14	755-0153	1	1	
15	755-0241	1	1	
16	756-0025	1	1	
17	756-0848	1	1	
18	757-0012	1	1	
19	759-6531	1	1	
20	759-6541	1	1	
21	759-6611	1	1	
22	800-0063	1	1	
23	800-0111	1	1	
24	800-0117	1	1	
25	800-0202	1	1	
26	800-0219	1	1	
27	800-0314	1	1	
28	801-0803	1	1	
29	801-0813	1	1	
30	801-0854	1	1	
31	802-0012	1	1	
32	802-0091	1	1	
33	802-0092	1	1	
34	803-0802	1	1	
35	808-0008	1	1	
36	808-0024	1	1	
37	808-0124	1	1	
38	824-0011	1	1	
39	824-0013	1	1	
40	824-0014	1	1	
41	824-0022	1	1	
42	828-0002	1	1	
43	828-0021	1	1	
44	828-0022	1	1	
45	829-0311	1	1	
46	829-0343	1	1	
47	871-0802	1	1	
48	040-0061	2	1	1
49	043-0041	1	1	
50	047-0007	19	13	6
51	051-0023	11	7	4
52	053-0004	1	1	
53	077-0048	1	1	
54	085-0022	11	7	4
55	094-0011	1	1	
56	097-0023	11	7	4
57	031-0831	1	1	
58	030-0811	11	7	4
59	011-0945	1	1	
60	985-0011	11	7	4
61	998-0036	1	1	
62	952-0011	1	1	
63	950-0072	10	5	5
64	971-8101	16	12	4
65	311-1214	1	1	
66	314-0103	1	1	
67	292-0836	1	1	
68	260-0024	25	13	12

ID	〒	合計	日	英
69	299-5233	1	1	
70	135-0064	25	13	12
71	210-0865	1	1	
72	231-0001	25	13	12
73	237-0071	12	6	6
74	415-0001	1	1	
75	437-1623	1	1	
76	424-0922	1	1	
77	455-0032	26	12	14
78	441-8075	1	1	
79	517-0011	1	1	
80	519-3612	1	1	
81	920-0211	1	1	
82	926-0015	1	1	
83	914-0079	23	13	10
84	913-0032	1	1	
85	646-0023	13	13	
86	640-8287	10	6	4
87	649-3510	3	2	1
88	624-0946	23	13	10
89	552-0021	63	33	30
90	596-0012	1	1	
91	592-8332	3	3	
92	669-6541	1	1	
93	650-0042	20	10	10
94	672-8063	20	10	10
95	675-0136	50	30	20
96	684-0034	1	1	
97	697-0063	1	1	
98	706-0011	15	10	5
99	712-8056	57	39	18
100	721-0962	7	5	2
101	722-0002	19	13	6
102	732-0823	2	1	1
103	734-0011	20	10	10
104	737-0029	2	2	
105	745-0023	38	26	12
106	755-0044	19	13	6
107	758-0011	7	6	1
108	759-4106	11	10	1
109	750-0066	57	39	18
110	761-4425	19	13	6
111	773-0001	10	6	4
112	780-8010	10	6	4
113	788-0013	1	1	
114	787-0303	1	1	
115	791-8058	19	13	6
116	792-0011	15	13	2
117	794-0013	24	16	8
118	798-0003	5	5	
119	801-0841	1	1	
120	801-0841	1	1	
121	801-0841	130	80	50
122	800-0315	19	13	6
123	803-0801	20	15	5
124	808-0034	60	30	30
125	812-0031	125	65	60
126	836-0061	19	13	6
127	847-0861	15	10	5
128	849-4256	15	10	5
129	817-1701	2	2	
130	817-0016	5	5	0
131	853-0015	2	2	
132	857-0000	38	26	12
133	859-5121	10	10	
134	869-3207	9	6	3
135	870-0107	19	13	6
136	876-0811	15	10	5

ID	〒	合計	日	英
137	883-0062	8	3	5
138	887-0001	1	1	
139	894-0033	1	1	
140	894-1506	1	1	
141	896-0036	1	1	
142	892-0812	25	15	10
143	891-0511	1	1	
144	904-2162	1	1	
145	905-0011	1	1	
146	906-0012	1	1	
147	900-0001	22	12	10
148	907-0013	22	12	10
149	812-0013	1	1	
150	750-0066	7	5	2
151	801-0841	16	10	6
152	857-8567	1	1	
153	737-0028	2	2	
154	759-6533	5	5	
155	801-0841	2	1	1
156	801-0841	2	1	1
157	750-0066	1	1	
158	801-8553	1	1	
159	801-8553	1	1	
160	808-8510	1	1	
161	801-8553	1	1	
162	800-0064	15	10	5
163	040-0061	1	1	
164	047-0007	1	1	
165	051-0021	1	1	
166	094-0013	2	2	
167	980-0811	1	1	
168	985-0016	4	4	
169	986-0860	1	1	
170	011-0945	10	10	
171	942-0011	1	1	
172	951-8032	3	3	
173	314-0116	10		10
174	319-1222	1	1	
175	319-1223	1	1	
176	260-0843	10	10	
177	299-1141	10	10	
178	100-0000	1	1	
179	721-0931	2	1	1
180	101-0054	12	12	
181	102-0093	1	1	
182	812-0013	2	2	
183	102-0093	2	2	
184	140-0002	1	1	
185	103-0021	3	3	
186	103-0022	8	4	4
187	103-0023	3	3	
188	103-0027	4	4	
189	104-0061	1	1	
190	105-0021	1	1	
191	104-0031	6	6	
192	104-0032	6	3	3
193	103-0007	2	2	
194	104-0042	23	10	13
195	104-0042	1	1	
196	104-0043	10	10	
197	111-0041	6	6	
198	104-0045	1	1	
199	104-0045	9	9	
200	103-0027	2	2	
201	103-0004	12	6	6
202	105-0001	1	1	
203	104-0031	1	1	
204	230-0062	3	3	

ID	〒	合計	日	英
205	102-0071	30		30
206	105-0021	1	1	
207	100-0005	5	5	
208	105-0012	2	1	1
209	107-0062	9	9	
210	108-0022	1	1	
211	108-0022	1	1	
212	108-0075	1	1	
213	108-0074	3	3	
214	108-0075	50	20	30
215	140-0003	4	1	3
216	167-0051	1	1	
217	210-0857	1	1	
218	210-0869	1	1	
219	231-0003	2	1	1
220	231-0023	1	1	
221	424-0922	1	1	
222	441-8074	9	9	
223	455-0028	6	5	1
224	455-0032	1	1	
225	455-0032	5	5	
226	517-0011	1	1	
227	926-0015	10	10	
228	933-0104	10	10	
229	640-8287	3	3	
230	640-8287	1	1	
231	640-8404	10	10	
232	651-0084	1	1	
233	643-0071	1	1	
234	530-0001	1	1	
235	530-0005	1	1	
236	533-0033	1	1	
237	541-0054	1	1	
238	552-0007	1	1	
239	541-0041	15	15	
240	550-0013	14	14	
241	550-0011	1	1	
242	542-0081	1	1	
243	542-0081	1	1	
244	551-0003	1	1	
245	551-0013	5	5	
246	551-0013	1	1	
247	551-0013	8	8	
248	551-0013	1	1	
249	551-0013	1	1	
250	552-0001	2	1	1
251	552-0013	1	1	
252	552-0021	2	1	1
253	552-0021	3	3	
254	552-0021	2	1	1
255	552-0021	1	1	
256	554-0013	1	1	
257	554-0031	1	1	
258	558-0001	3	3	
259	559-0031	1	1	
260	590-0974	1	1	
261	590-0975	4	4	
262	650-0022	2	2	
263	650-0023	5	3	2
264	672-8064	3	3	
265	650-0023	1	1	
266	105-0003	21	20	1
267	650-0034	10	10	
268	650-0042	4	3	1
269	650-0046	1	1	
270	658-0042	1	1	
271	650-0021	1	1	
272	656-0500	1	1	

ID	〒	合計	日	英
273	652-0823	1	1	
274	672-8064	1	1	
275	672-8064	1	1	
276	673-0894	1	1	
277	675-0131	3	3	
278	678-0254	11	11	
279	678-0041	1	1	
280	701-3202	60	60	
281	705-0002	10	10	
282	712-8055	20	5	15
283	712-8074	40	40	
284	701-3204	2	1	1
285	720-0313	1	1	
286	720-0313	1	1	
287	721-0931	20	10	10
288	732-0823	1	1	
289	734-0011	1	1	
290	801-0841	3	3	
291	801-0841	3	3	
292	734-0014	1	1	
293	734-0015	4	4	
294	737-0027	5	5	
295	737-0154	1	1	
296	737-1216	1	1	
297	737-1300	1	1	
298	737-1300	1	1	
299	737-2121	6	6	
300	737-2121	3	3	
301	685-0005	1	1	
302	697-0062	1	1	
303	697-0063	2	1	1
304	760-0020	20	20	
305	760-0020	1	1	
306	768-0040	1	1	
307	770-0873	6	6	
308	772-0012	20	20	
309	770-0873	1	1	
310	773-0001	5	5	
311	774-0004	10	10	
312	774-0004	1	1	
313	787-0155	1	1	
314	790-0003	24	20	4
315	790-0022	1	1	
316	792-0011	1	1	
317	794-0013	1	1	
318	799-2101	65	65	
319	794-2305	1	1	
320	799-2302	1	1	
321	791-8057	18	18	
322	791-8058	1	1	
323	799-3401	1	1	
324	798-0003	1	1	
325	792-0003	16	16	
326	794-0033	1	1	
327	794-0812	1	1	
328	794-2304	1	1	
329	660-0846	1	1	
330	745-0041	5	5	
331	745-0025	2	1	1
332	745-0047	7	7	
333	755-0027	8	8	
334	755-0045	1	1	
335	755-0008	1	1	
336	756-0885	1	1	
337	756-0885	1	1	
338	750-0000	5	5	
339	750-0014	1	1	
340	750-0066	1	1	

ID	〒	合計	日	英
341	750-0000	1	1	
342	750-0017	1	1	
343	750-0017	2	2	
344	750-0017	5	5	
345	750-0067	1	1	
346	750-0036	2	2	
347	750-0066	1	1	
348	750-0066	1	1	
349	750-0066	2	1	1
350	750-0066	5	5	
351	750-0074	2	2	
352	750-8505	2	2	
353	750-0085	1	1	
354	750-0092	1	1	
355	750-0093	1	1	
356	752-0934	5	5	
357	752-0953	1	1	
358	759-6533	5	5	
359	801-0852	2	1	1
360	751-0849	11	11	
361	751-0852	1	1	
362	750-0074	2	2	
363	750-0066	2	2	
364	751-0859	12	12	
365	803-0836	20	20	
366	800-0055	15	15	
367	801-0856	22	22	
368	806-0051	5	5	
369	800-0203	5	5	
370	808-0071	1	1	
371	803-0804	1	1	
372	808-0012	1	1	
373	804-0041	1	1	
374	800-0113	1	1	
375	804-0084	1	1	
376	755-0027	1	1	
377	755-0002	2	2	
378	759-0204	1	1	
379	800-0313	2	1	1
380	800-0313	3	3	
381	800-0313	2	2	
382	800-0315	4	2	2
383	800-0321	1	1	
384	802-0001	20	20	
385	801-0834	14	2	12
386	801-0841	10	5	5
387	801-0852	8	8	
388	801-0852	16	8	8
389	801-0852	13	3	10
390	812-0024	3	2	1
391	801-0852	5	5	
392	800-0113	5	5	
393	800-0113	5	5	
394	800-0115	5	5	
395	801-0804	3	3	
396	801-0841	5	5	
397	801-0841	12	12	
398	800-0007	1	1	
399	800-0062	1	1	
400	800-0115	1	1	
401	800-0115	1	1	
402	800-0115	20	20	
403	800-0115	1	1	
404	802-0001	1	1	
405	801-0803	1	1	
406	801-0803	1	1	
407	801-0803	1	1	

ID	〒	合計	日	英
408	801-0805	1	1	
409	801-0852	1	1	
410	801-0852	1	1	
411	801-0851	1	1	
412	801-0852	1	1	
413	801-0852	30	30	
414	801-0852	1	1	
415	801-0856	1	1	
416	801-0885	1	1	
417	801-0853	2	2	
418	800-0211	1	1	
419	804-0092	1	1	
420	802-0001	1	1	
421	802-0001	1	1	
422	802-0802	1	1	
423	802-0001	1	1	
424	802-0001	1	1	
425	802-0002	1	1	
426	802-0003	1	1	
427	803-0823	10	10	
428	804-0001	2	1	1
429	804-0001	1	1	
430	804-0002	1	1	
431	804-0002	2	1	1
432	804-0004	1	1	
433	804-0004	1	1	
434	803-0801	1	1	
435	804-0067	6	6	
436	804-0071	1	1	
437	804-0074	7	7	
438	804-0075	1	1	
439	804-0076	3	3	
440	804-0076	1	1	
441	804-0082	1	1	
442	808-8567	4	2	2
443	808-0022	1	1	
444	808-0074	1	1	
445	808-0024	1	1	
446	808-0024	30	30	
447	808-0024	3	3	
448	808-0027	5	5	
449	813-0017	2	1	1
450	808-0034	1	1	
451	808-0054	1	1	
452	808-0034	1	1	
453	808-0034	3	3	
454	808-0034	10	10	
455	808-0034	1	1	
456	808-0034	1	1	
457	808-0054	2	2	
458	808-0036	5	5	
459	808-0109	1	1	
460	808-0111	1	1	
461	802-0081	1	1	
462	805-0002	1	1	
463	805-0009	1	1	
464	807-0812	1	1	
465	810-0042	1	1	
466	812-0025	10	5	5
467	801-0805	2	1	1
468	812-0013	1	1	
469	812-0013	1	1	
470	812-0013	1	1	
471	812-0013	1	1	
472	812-0011	1	1	
473	812-0024	3	3	
474	810-0072	1	1	
475	812-0053	2	1	1

ID	〒	合計	日	英
476	830-1103	1	1	
477	836-0025	1	1	
478	847-0873	1	1	
479	849-4256	10	10	
480	811-5136	10	10	
481	811-5214	1	1	
482	850-0000	1	1	
483	850-0035	1	1	
484	850-0036	6	6	
485	850-0076	1	1	
486	850-0862	2	1	1
487	850-0862	5	5	
488	850-0936	1	1	
489	852-8008	1	1	
490	857-0063	3	3	
491	857-0855	12	12	
492	857-1164	1	1	
493	857-0877	10	10	
494	859-0165	1	1	
495	859-5703	1	1	
496	859-5703	1	1	
497	861-7204	1	1	
498	863-0021	1	1	
499	866-0034	2	1	1
500	866-0851	1	1	
501	870-0108	1	1	
502	876-0801	1	1	
503	879-2442	2	2	
504	887-0001	1	1	
505	891-0122	2	2	
506	892-0823	1	1	
507	900-0012	10	10	
508	900-0036	15	15	
509	847-1523	1	1	
510	847-0824	2	2	
511	847-1523	1	1	
512	847-0824	3	3	
513	847-1523	1	1	
514	847-1523	1	1	
515	847-1523	1	1	
516	847-1523	1	1	
517	847-1523	1	1	
518	847-0821	1	1	
519	847-0022	1	1	
520	859-4304	1	1	
521	847-0873	2	1	1
522	879-2443	2	1	1
523	870-0913	20	10	10
524	879-2201	2	1	1
525	810-0076	30	30	
526	813-0018	4	1	3
527	812-0020	20	10	10
528	813-0018	2	1	1
529	800-0321	4	2	2
530	801-0841	2	1	1
531	801-0841	2	1	1
532	800-0113	1	1	
533	801-0805	3	1	2
534	800-0113	5	5	
535	801-0842	4	2	2
536	801-0805	4	2	2
537	801-0805	10	5	5
538	802-0001	4	2	2
539	804-0001	2	1	1
540	808-0021	1	1	
541	808-0109	3	3	
542	755-0027	10	10	
543	755-0027	3	1	2

ID	〒	合計	日	英
544	745-0025	2	1	1
545	743-0021	10	5	5
546	750-0066	1	1	
547	747-0833	4	2	2
548	759-4106	6	6	
549	740-0002	2	2	
550	750-0066	3	1	2
551	750-0067	4	4	
552	746-0022	1	1	
553	732-0814	2	1	1
554	722-0036	25	5	20
555	729-0105	4	2	2
556	739-0601	3	1	2
557	734-0013	4	2	2
558	734-0011	15	5	10
559	684-0034	2	1	1
560	712-8071	40	20	20
561	713-8103	10	5	5
562	706-0001	20	10	10
563	710-8052	20	20	
564	773-0001	3	1	2
565	785-0002	2	1	1
566	769-1101	20	10	10
567	799-1503	10	5	5
568	799-0402	3	2	1
569	799-0402	6	1	5
570	652-0831	10	10	
571	650-0045	5		5
572	650-0042	2	1	1
573	658-0033	6	1	5
574	650-0045	15	5	10
575	650-0024	15		15
576	672-8064	10		10
577	552-0021	7	2	5
578	595-0055	10		10
579	559-0034	1	1	
580	552-0023	10	5	5
581	552-0022	2	1	1
582	562-0001	2	1	1
583	455-0032	2	1	1
584	441-8141	2	1	1
585	455-0036	1	1	
586	100-6007	7	7	
587	105-0004	25	23	2
588	101-0021	3	3	
589	135-0064	6	3	3
590	273-0016	2	1	1
591	314-0014	30	30	
592	983-0001	4	2	2
593	810-0065	0		
594	810-0065	0		
595	850-0000	0		
596	801-0805	1	1	
597	808-0021	1	1	
598	103-0015	2	1	1
599	051-0036	1	1	
600	031-0821	1	1	
601	010-0341	1	1	
602	108-0022	1	1	
603	104-0052	1	1	
604	314-0112	1	1	
605	916-0422	1	1	
606	550-0024	1	1	
607	552-0021	1	1	
608	554-0012	1	1	
609	554-0012	1	1	
610	590-0974	1	1	
611	594-0022	1	1	

ID	〒	合計	日	英
612	569-1132	1	1	
613	640-8452	1	1	
614	650-0024	1	1	
615	671-1116	1	1	
616	710-0002	1	1	
617	710-0051	1	1	
618	722-2323	1	1	
619	737-1377	1	1	
620	737-0031	1	1	
621	737-0936	1	1	
622	762-0012	1	1	
623	764-0017	10	5	5
624	768-0065	1	1	
625	750-0086	1	1	
626	801-0856	1	1	
627	804-0013	1	1	
628	804-0032	1	1	
629	808-0147	1	1	
630	808-0136	1	1	
631	808-0024	1	1	
632	807-0041	1	1	
633	553-0004	1	1	
634	804-0001	2	1	1
635	737-0303	2	1	1
636	103-0007	4	2	2
637	750-0085	1	1	
638	650-0035	5	5	
639	801-0852	1	1	
640	774-0005	15	15	
641	801-0841	2	2	
642	800-0113	2	2	
643	757-0002	1	1	
644	640-8453	1	1	
645	721-0931	11	8	3
646	901-2123	1	1	
647	804-0053	1	1	
648	554-0031	1	1	
649	220-0004	1	1	0
650	812-0032	1	1	0
651	755-0027	1	1	0
652	931-8358	1	1	0
653	476-0005	2	1	1
計		3710	2726	984

見積書

契約名 業務資料作成(工事のお知らせ)3,710部外1件

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
見 積 金 額											

(税抜き)

九州地方整備局(港湾空港)オープンカウンター方式実施要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、上記のとおり見積します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局関門航路事務所長 殿

以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先電話番号は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1: ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○
連絡先2: ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

質問内容および回答内容

【提出先メールアドレス】 choutatsu-w89kw@mlit.go.jp(@以下のmlit は英小文字です)
九州地方整備局 関門航路事務所 品質管理課

件名	業務資料作成(工事のお知らせ)3,710部外1件
質問期限	令和8年9月16日 12:00
御社名	
御担当者名	
連絡先(電話)	
メールアドレス	

印は発注者記入欄

見積依頼書・案件内容に対する質問	回答	回答日
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	

注1 支店長等により見積書を提出する場合で、期間委任状を提出していない方は、期間委任状を提出してください。

注2 「本件責任者及び担当者」欄は、押印を省略する場合に記載してください。なお、「契約締結に関する」権限を委任される場合は委任者・受任者とも押印省略できません。

期 間 委 任 状

受任者

住 所 □□市□□○丁目○番○号

氏 名 □□株式会社 □□支店
□□支店長 □□ □□

使 用 印 印

私は上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

委任期間 令和○○年○○月○○日から
令和○○年○○月○○日まで

委任事項

- 1. 入札及び見積に関する件
- 1. 契約締結に関する件
- 1. 代金の請求及び受領に関する件
- 1. 復代理人の選任及び解任に関する件（電子入札を除く）
- 1. 一般競争入札申込書に関する件
- 1.

令和○○年○○月○○日

委任者 住 所 □□市□□○丁目○番○号

商号又は名称 □□株式会社

代 表 者 氏 名 □□□社長 □□ □□ 印

（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先1：
連絡先2：

支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長 殿

九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領

（目的）

第1条 九州地方整備局（港湾空港関係）が行うオープンカウンター方式の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が見積書を徴取する相手方を特定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 本要領は、予決令第99条第二号から第四号まで、及び第七号に規定するもののうち、契約担当官等が本方式によることを適当と認めるものを対象とする。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）【抜粋】

（随意契約によりことができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によりことができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

（参加資格）

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積り合わせに参加できる者は、次の各号に定める資格を有する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

二 見積り合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

四 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）

五 その他、見積り依頼書等で指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。

2 見積り合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない

（見積り依頼の方法等）

第5条 見積り依頼書、仕様書及び見積書の様式については、調達機関のホームページ上で閲覧に供するほか、その調達案件を「統一資格審査申請・調達情報検索サイト

(<https://www.p-portal.go.jp/>)」により公開し、参加を希望する者が調達機関のホームページ又は電子調達システム（G E P S）から見積依頼書等をダウンロードすることをもって見積依頼とする。

（見積書の提出等）

第6条 見積書は、本要領、見積依頼書及び仕様書を熟読し、本要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、提出すること。

2 見積書の様式は、見積依頼書とともに配布する様式による。

3 見積書への押印を省略することができる。見積書への押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の部署名・氏名・連絡先を記載すること。なお、連絡先のうち電話番号は2以上記載すること。

4 見積書は、電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること（提出期間内必着。）

5 一度提出された見積書の引換、変更又は取消しは認めない。

6 見積りに際し、納入等を行う物品について、仕様書等で指定した規格等と異なる規格（後継品若しくは同等品）で見積を行う場合には、見積書の提出前にカタログ等を契約担当課に提出し、了解を得ること。カタログ等の提出及び当局の了解のない規格外の物品の納入は認めない。

（見積合わせ）

第7条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立会いは省略する。

2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、見積りに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、オープンカウンター方式を取り止め、別途選定した者に見積りを依頼し、見積合わせを行うことがある。

（見積書の無効）

第8条 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

一 参加資格を有しない者の提出した見積書

二 見積書の提出期限後に到達した見積書

三 委任状を提出しない代理人が作成した見積書

四 同一人が見積もった金額の異なる二通以上の見積書

五 記名押印を欠く見積書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積書）

六 金額を訂正した見積書

七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書

八 明らかに連合によると認められる見積書

九 その他見積に関する条件に違反した見積書

（契約の相手方の決定）

第9条 見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を決定す

る。当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- 3 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行い、その結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

(結果の公表)

第10条 見積合わせの結果は、調達機関のホームページにおいて、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。

- 2 公表事項は、種別、件名、契約の相手方及び決定価格とする。
- 3 本条の規定による公表を除き、見積合わせの結果に関する個別の照会には応じないものとする。

(契約の締結)

第11条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積はその効力を失う。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
- 4 契約担当官等が必要と認める場合、契約の相手方は、調達物品等の価格のほか、配送費等の諸経費等の項目ごとの見積金額の内訳書を提出すること。見積金額の内訳書を提出する段階において事後的に見積金額を訂正することは認めない。
- 5 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことがある。

(その他)

第12条 本要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、見積依頼書、仕様書、契約書案、請書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 見積書作成及び提出その他本要領に基づく手続きへの参加に要する費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。
- 3 当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- 4 見積依頼書において、見積合わせ参加者に対し参考見積書又は追加資料の提出を求める場合があるので、依頼があった場合にはこれに従うこと。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(附則)

本要領は、令和4年8月25日から適用する

(附則)（令和4年9月22日）

本要領は、令和4年9月22日に見積依頼を行うものから適用する。

(附則)（令和7年4月1日）

本要領は、令和7年4月1日に見積依頼を行うものから適用する。